

# 国立国会図書館

## アジアインフラ投資銀行（AIIB）の概要

### 調査と情報—ISSUE BRIEF— NUMBER 888 (2015. 12. 24.)

はじめに

I 設立の経緯

II 組織概要

1 中国の位置付け

2 組織の目的・運営

III 日本国内の議論

IV 中国国内の議論

1 設立の意義、期待される効果

2 位置付け、組織・運営、課題

おわりに

- 中国が2013年10月に打ち出したアジアインフラ投資銀行(Asian Infrastructure Investment Bank: AIIB) 設立構想は、提唱から2年余りで具体化が進み、2015年末の発足を目前に控えている。AIIB はアジア地域のインフラ整備資金の供給を目的とし、効率性等を重視した新たな国際開発金融機関を目指している。
- 設立を主導してきた中国国内では、AIIB が自国の経済にもたらす効果等に期待が示される一方で、事業実施の上でのリスクやガバナンス面での課題等も指摘されている。
- 日本政府はこれまでのところ AIIB 参加には慎重な姿勢を示す一方で、昨今、アジア地域へのインフラ投資推進策を加速させている。耐久性、環境面等に優れた「質」の高いインフラ投資を追求する日本が、今後 AIIB にどのように関与していくかが注目される。

国立国会図書館

調査及び立法考査局経済産業課

たなか なつこ  
(田中 菜採兒)

関西館アジア情報課

ゆの もとお  
(湯野 基生)

第888号

## はじめに

中国が2013年10月に打ち出したアジアインフラ投資銀行(Asian Infrastructure Investment Bank: AIIB) 設立構想は、その提唱から2年余りで具体化が進み、2015年末の発足を目前に控えている。

AIIB 設立に向け参加国が急拡大する中、日本国内では参加の是非等をめぐり活発な議論が行われてきた。日本政府は当該組織のガバナンス等に懸念があるとして、これまでのところ参加には慎重な姿勢を示している。一方で、設立を主導してきた中国国内においては、AIIB が自国の経済にもたらす効果や組織運営の在り方、発足後の課題等について、高い関心が寄せられている。

本稿では、今後の動向が注目されるこの AIIB について、設立の経緯、組織概要、日本国内の議論を概観した上で、当該組織を主導する中国国内での見方について、要人の発言や識者見解を中心に紹介する。

## I 設立の経緯

中国の習近平国家主席は、2013年以降、アジアから欧州、アフリカにまたがる地域の開発を、陸路・海路の双方から進める「一带一路」構想を積極的に打ち出している。2013年10月の東南アジア歴訪の際、同構想の促進を視野に、アジア地域におけるインフラ整備資金の供給を目的とした国際開発金融機関、AIIB の設立を提唱した。<sup>1</sup>

その1年後の2014年10月、北京でのアジア太平洋経済協力(APEC)首脳会議を前に AIIB 設立覚書への調印がなされた。覚書調印時点では、AIIB の参加国は、ASEAN 諸国や中東諸国を中心とした国々(21か国)であったが、2015年3月中旬以降、イギリス、フランス、ドイツといった欧州主要国等が相次いで参加の意

表1 AIIB 創設メンバー候補

地域	国名	
アジア	東アジア	中国、モンゴル、韓国
	東南アジア	フィリピン、インドネシア、ブルネイ、マレーシア、シンガポール、ベトナム、カンボジア、タイ、ラオス、ミャンマー
	南アジア	インド、ネパール、バングラデシュ、パキスタン、スリランカ、モルディブ
	中央アジア	カザフスタン、ウズベキスタン、タジキスタン、キルギス
オセアニア	オーストラリア、ニュージーランド	
中東	トルコ、サウジアラビア、ヨルダン、クウェート、オマーン、カタール、イスラエル、イラン、アラブ首長国連邦	
欧州	ロシア、ジョージア、アゼルバイジャン イギリス、フランス、ドイツ、イタリア、スイス、オーストリア、ルクセンブルク、オランダ、デンマーク、フィンランド、スウェーデン、ノルウェー、アイスランド、ポルトガル、ポーランド、マルタ、スペイン	
米州	ブラジル	
アフリカ	エジプト、南アフリカ	

(注1) 網掛けは設立協定に未調印の国(2015年12月4日時点)

(注2) 二重線枠内は設立協定で域内国とされた国

(注3) 地域は外務省の分類(外務省「国・地域」<<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/index.html>>)に基づいたもの

(出典) AIIB 設立協定等を基に筆者作成。

\* 本稿は2015年12月4日時点までの情報を基にした。インターネット情報への最終アクセスも同日である。

<sup>1</sup> 以下、AIIB の基本情報(設立経緯・組織概要等)については、同組織のホームページ(<<http://www.aiib.org/>>)及び設立協定(“Asian Infrastructure Investment Bank: Articles of Agreement.” <<http://www.aiib.org/uploadfile/2015/0814/20150814022158430.pdf>>)を参照した。なお、「一带一路」の陸路とは、中国内陸部を起点に中央アジア、ロシア、中東を経由して西ヨーロッパを結ぶルート(シルクロード経済ベルト)、海路とは中国沿海部から東南アジア、南アジア、アフリカ、中東、地中海を通るルート(21世紀海上シルクロード)を指す。同構想を資金面で支える基金として、シルクロード基金が既に創設されている。

向を表明した。

被援助国の立場から新たな国際開発金融機関に期待する ASEAN 諸国等に加え、アジア地域でのインフラ需要の取込みを狙う欧州諸国も積極姿勢を見せたことで、AIIB の参加国は一気に拡大することとなった<sup>2</sup>。

2015 年 3 月末で AIIB の創設メンバーの申請は締め切られ、アジア、オセアニア、中東、欧州等の各地域の国々を含む計 57 か国が創設メンバー候補として公表された（表 1）<sup>3</sup>。

その後、創設メンバー候補間で、組織の枠組みに関する協議が実施され、2015 年 6 月 29 日に 57 か国中 50 か国が設立協定に調印した（設立協定への調印は 2015 年 12 月 31 日まで可能であり、12 月 4 日時点での調印国数は 56 か国）。同協定は、10 か国以上の批准等を要件に発効するとされており、2015 年末の発足を目指している。発足後、2016 年第 2 四半期には融資を開始することが見込まれている<sup>4</sup>。

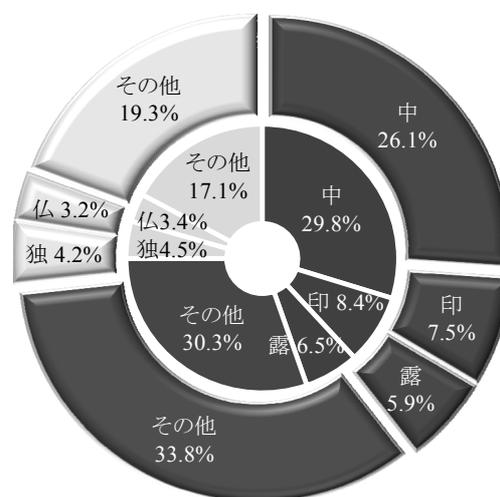
## II 組織概要

### 1 中国の位置付け

AIIB は中国主導で設立構想が具体化されてきた<sup>5</sup>。設立協定<sup>6</sup>は、本部を北京に置くことを定めており（第 32 条第 1 項）、初代総裁候補には、中国財政部（財務省）出身の金立群氏が選出されている<sup>7</sup>。

また、設立協定上、資本金は 1000 億ドルとされ（第 4 条第 1 項）、アジア・中東諸国等の域内国（表 1 参照）に 75%、欧州等の域外国に 25% を配分した上で、各国の経済規模に基づき当初の出資比率を定めている<sup>8</sup>（第 5 条第 2 項・3 項・Schedule A）。この規定により、中国の出資比率は約 30% となった。<sup>9</sup>（図 1）

図 1 加盟国の出資比率・議決権比率



(注 1) 内側の円グラフは出資比率、外側は議決権比率  
 (注 2) 濃い網掛けは域内国、薄い網掛けは域外国  
 (出典) AIIB 設立協定等を基に筆者作成。

<sup>2</sup> 「アジア投資銀の衝撃 1～5」『日本経済新聞』2015.4.14-18; Jamil Anderlini and Kiran Stacey, “George Osborne rejected diplomatic advice to join China-led bank,” *Financial Times*, 2015.3.26.

<sup>3</sup> 初代総裁候補の金立群氏は、AIIB の参加国が最終的には 70 か国を超えるとの見方を示している（「70 か国参加に自信」『毎日新聞』2015.10.23.）。

<sup>4</sup> 金立群氏は、道路建設及び発電事業が最初の融資対象となるとの見通しを示した（「AIIB 協調融資選定」『読売新聞』2015.9.22.）。また、当初の数年間には毎年 100～150 億ドル規模の融資を行うとしている（「金立群詳解筹备工作：亚投行年放贷最高 150 亿美元」『北京商报』2015.12.2.）。

<sup>5</sup> AIIB 設立が中国主導であるのに対し、アジア開発銀行は国際社会、特にアジアのコンセンサスを得つつ設立の調整が進められたとの指摘がなされている（中尾武彦・荒木光弥「IDJ REPORT アジア新時代 国際協力のパラダイム転換」『国際開発ジャーナル』702 号, 2015.5, pp.12-13.）。

<sup>6</sup> 設立協定に関する解説は、「創設メンバー 50 ヶ国は「AIIB 協定」に署名」『BTMU(China)経済週報』第 260 期, 2015.7.9, pp.3-6. <[https://reports.btmuc.com/File/pdf\\_file/info001/info001\\_20150709\\_001.pdf](https://reports.btmuc.com/File/pdf_file/info001/info001_20150709_001.pdf)> 参照。

<sup>7</sup> 本部の場所は設立覚書の段階で示されていたが、総裁は AIIB 発足後に理事会で正式決定される。

<sup>8</sup> AIIB, “Report on the Articles of Agreement of the Asian Infrastructure Investment Bank,” p.2. <<http://www.aiib.org/uploadfile/2015/0814/20150814022242754.pdf>>

<sup>9</sup> 出資比率は、経済規模だけでなく、純対外債権残高も踏まえ決定されるべきとの指摘がある（山下英次「アジア・インフラ投資銀行 (AIIB) を考える」『国際金融』1276 号, 2015.9.1, p.44.）。なお、将来的に域内比率の引下げも可能であるが、70%を下回ってはならないとされている（*ibid.*, p.2.）。

議決権比率は、この出資比率に比例する票数に加え、創設メンバー及び全加盟国に均等に割り振られる票数により調整されるが（第 28 条第 1 項）、それでもなお中国が約 26%と大きな割合を占める。この結果、4 分の 3 以上の賛成票を必要とする重要事項の決定において、中国は事実上の拒否権を有することとなった（IV-2 参照）。

## 2 組織の目的・運営

AIIB 設立の目的は、インフラその他の生産部門に投資することで、アジア地域（オセアニア、中東地域を含む<sup>10</sup>）の持続的発展を促すこと、インフラの相互接続性を改善すること等とされている（第 1 条第 1 項・2 項）。

組織の運営に当たっては、最高意思決定機関である総務会、一般的業務の決定権限を有する理事会及び総裁、副総裁等が置かれる（第 21 条）。総務会は、各加盟国において 1 名ずつ指名される総務（又は総務代理）から構成され（第 22 条第 1 項）、銀行に関する全権限を有するが、新規加盟の承認や資本金の増減、加盟国の資格停止等の重要事項を除き、理事会に権限を委任できる（第 23 条第 2 項）。理事会は、創設メンバーから優先的に選出される域内 9 名、域外 3 名の理事により構成され（第 25 条第 1 項・Schedule B）、銀行の運営方針や予算の決定等を行う（第 26 条）。ただし、理事会は常設とはしない方針とされている（第 27 条第 1 項）<sup>11</sup>（IV-2 参照）。

また、業務における原則として、入札に際し非加盟国に門戸を開放することや（第 13 条第 8 項）、情報公開を重視する方針（第 34 条第 4 項）が設立協定上に明記された。協定付属文書には、上述の理事会において、環境・社会への配慮規定や入札手続・情報公開の詳細等を今後検討対象とすることが規定されている<sup>12</sup>。

このような AIIB の組織の在り方は、既存の国際開発金融機関に範を取った点も多いが、組織の効率性や機動性を重視する「21 世紀の新たな国際開発金融機関」としての特徴も有する<sup>13</sup>。中国主導の AIIB と比較されることが多い既存の国際開発金融機関の一つとして、アジア・太平洋地域を対象とする機関で、日米が最大の出資比率を占めるアジア開発銀行（Asian Development Bank: ADB）が挙げられる<sup>14</sup>。次頁表 2 のとおり、AIIB は、資本金、加盟国・地域数の点で ADB に迫る規模となっている。また、AIIB の設立協定は、組織運営や業務の原則の規定等、ADB のそれと類似点も多い。一方で、ADB は 1999 年以降、貧困削減を最重要目標に掲げているのに対し、AIIB はインフラ投資に特化した機関という相違がある。また、理事会が非常設であることや、創設メンバーが固有の議決権を有すること、非加盟国の入札参加が可能であること等が、AIIB の特徴的な点と言える。なお、環境・社会への配慮規定等は、AIIB においては現時点で未整備であるため、ADB との対比の上でも今後どのように規定されていくかが注目される。

<sup>10</sup> 設立協定上の“Asia”、“region”の語は、国際連合の分類によるアジアとオセアニアを指すとしている（第 1 条第 2 項）。

<sup>11</sup> 日本の識者からは、理事会が非常設であることの妥当性を懸念する指摘が多い（「WEDGE OPINION 新興国は歓迎も問題山積の「アジアインフラ投資銀行」」『Wedge』309 号, 2015.1, p.12 等）。

<sup>12</sup> AIIB, *op.cit.*(8), p.3.

<sup>13</sup> AIIB のアプローチとして、“lean, clean and green”のスローガンの下、効率性、透明性、持続性を重視する姿勢を打ち出している（AIIB, “What We Look For.” <<http://www.aiib.org/html/jobs/lookfor/>>）。

<sup>14</sup> 中尾・荒木 前掲注(5); Pete Troilo 「ADB をモデルにした AIIB」『国際開発ジャーナル』698 号, 2015.1, pp. 24-25.

表2 AIIB と ADB の比較

	AIIB	ADB
発足時期	2015 年末を予定	1966 年
本部	中国・北京	フィリピン・マニラ
総裁	金立群氏が候補（元中国財政部副部長（財務次官）） *ADB の副総裁経験者	中尾武彦氏（元財務省財務官） *歴代総裁は日本から選出されている
資本金	1000 億ドル *域内 75%、域外 25%とし、経済規模に応じて各国の出資比率を決定、上位 3 か国が新興国	約 1500 億ドル *日米が最大の出資国（通常資本財源への拠出シェアはともに 15%超） *中国（6.5%）の出資拡大を認めず
加盟国・地域	創設メンバー候補 57 か国（うち 56 か国が調印済） *域内 37 か国、域外 20 か国 *台湾・香港は創設メンバーから除外 *ADB 又は国際復興開発銀行（IBRD）の加盟国は新規加盟が可能	67 か国・地域（発足時は 31 か国・地域） *域内 48 か国・地域、域外 19 か国 *国際連合（又はその専門機関）の加盟国等は新規加盟が可能
活動目的	インフラ投資によるアジア地域の持続的発展等	アジア・太平洋地域の貧困撲滅・平等な経済成長の実現
融資対象	インフラ	インフラ、環境、地域協力、金融セクター、教育等
格付け	トリプル A を下回るとの見方あり	トリプル A
組織運営	総務会・理事会（12 人の理事（域内 9 人、域外 3 人））を設置するが、理事会は常設ではない *議決権は基本票・出資（比例）票・創設メンバー票から成る *中国議決権比率 26.06%（重要事項の拒否権あり）	総務会・理事会（12 人の理事（域内 8 人、域外 4 人））を設置 *議決権は基本票・比例票から成る *日米の議決権比率はともに約 12.8%
融資基準等	環境や社会への配慮、入札手続、情報公開についての方針を理事会で定める予定 *非加盟国への融資（総務会が認めた場合）や非加盟国の入札参加が可能	環境や社会への配慮規定を置くとともに、入札の透明性を確保 *原則として、融資対象及び入札参加は加盟国のみに限定

（出典）AIIB 設立協定；アジア開発銀行駐日代表事務所編『アジア開発銀行年次報告 2014』2015；各種報道等を基に筆者作成。

### III 日本国内の議論

日本政府は、AIIB 設立構想が表明されて以降、同組織のガバナンス（特に理事会の個別案件に対する審査機能等）や債務の持続可能性、環境・社会に対する配慮の確保等に懸念があるとして、参加には慎重な姿勢を示している。日本の参加判断の時期については、当初、AIIB 設立協定が調印される 2015 年 6 月が一つの節目になると見られていたが、上述の懸念に対し中国が回答を示していないとして同段階での参加判断を見送り、中国側との対話を継続するとしている。<sup>15</sup>

このように政府が AIIB への慎重姿勢を示したものの、欧州主要国の参加の動きや新興国・開発途上国での設立歓迎の意向等を踏まえ、参加の是非等をめぐる議論が一時日本国内で活発化した。その主な論点としては、①AIIB の組織としての妥当性・既存の国際開発金融機関との関係（AIIB の融資基準等が不適切であれば ADB を始めとする既存機関に悪影響が及ぶとする懸念の一方で、既存機関と相互補完的な関係が成り立つとする見方）、②

<sup>15</sup> 第 189 回国会衆議院会議録第 24 号 平成 27 年 5 月 15 日 p.7；財務省「麻生副総理兼財務大臣兼内閣府特命担当大臣記者会見の概要（平成 27 年 6 月 6 日（土曜日）」<[https://www.mof.go.jp/public\\_relations/conference/my20150606.htm](https://www.mof.go.jp/public_relations/conference/my20150606.htm)>

日本企業への影響（AIIB に加盟しても日本企業への直接的な利益は少ないとの指摘の一方で、情報収集や案件形成への関与により日本企業の新たな市場参入に益するとの見方）、③ 外交関係（米国との関係を重視する見解の一方で、アジアの一国としての日本の立場を重視する見方）等が挙げられる（表3）。

今後は、理事会で策定される各種方針や AIIB 発足後の事業実態等を踏まえた国内議論がなされることが想定され、その行方を注視していく必要がある。

表3 AIIB をめぐる国内議論

	参加慎重論・否定的意見	参加容認論・肯定的意見
組織の妥当性・既存機関との関係等	<ul style="list-style-type: none"> <li>・AIIB が不透明な融資基準で不適切な事業を行えば、既存の国際開発金融機関にも悪影響が及ぶ（既存機関からの融資が焦げ付く等）</li> <li>・インフラ整備は高度なノウハウ（技術、資金、総合的な制度整備との一体化）を要するものであり、日米が主導的役割を果たすべきである</li> <li>・複数の国際開発金融機関が乱立すると、事業が複雑化し、混乱する懸念がある</li> <li>・従来の地域開発銀行と比較し、AIIB は一国（中国）のみの出資比率が高く、バランスに欠ける</li> <li>・AIIB が ADB の運営ルールに合わせる必要がある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・欧州主要国等が参加するため、国際基準を満たす組織となることが期待される</li> <li>・既存の国際開発金融機関では、アジアの旺盛なインフラ投資需要に対応できておらず、新興国・開発途上国のニーズに応えるべきである</li> <li>・融資先をすみ分けることで役割分担が成り立つ</li> <li>・日本の参加により中国の圧倒的な出資比率を引き下げることができる</li> <li>・AIIB 設立を契機として、ADB のルールを見直し、アジア域内でルールの標準化を図る必要がある</li> </ul>
日本企業への影響	<ul style="list-style-type: none"> <li>・AIIB に参加してもコスト競争で他国に押され、日本企業の受注増にはつながらない</li> <li>・日本は欧州と異なり、アジア地域への投資ノウハウ等を有しており、AIIB 活用の必要性は低い</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・案件形成に上流から関与することで、日本企業の新たな市場参入を促すことが可能となる</li> </ul>
外交関係	<ul style="list-style-type: none"> <li>・AIIB に距離を置く米国との連携を重視する必要がある</li> <li>・中国にとって安全保障上重要な港や飛行場等の整備に AIIB の資金が活用されるのであれば、日米の利益に合致しない</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・米国と異なり、アジアの一国である日本は、中国主導の AIIB 構想に向き合わざるを得ない</li> <li>・AIIB 不参加により中国との関係が悪化する懸念がある</li> </ul>

（出典）「日本の針路」『国際開発ジャーナル』698号、2015.1、pp.26-31；野本和宏「コラム アジアインフラ投資銀行（AIIB）の戦略的価値」『JBIC 中国レポート』2015年4・5月号、2015.4-5、pp.31-37；「アジア投資銀の行方 上下」『日本経済新聞』2015.4.30-5.1等を基に筆者作成。

## IV 中国国内の議論

AIIB は中国が設立を主導し、多数の国が加盟する国際開発金融機関であるため、中国国内でも高い関心が寄せられている。しかし、AIIB 設立協定が調印され、その内容が公になったものの、運営の在り方を含めた AIIB の全容は依然として明らかになっていない。そのため、AIIB をめぐる中国のメディアや有識者の議論は、①中国はなぜ AIIB を設立するのか、②AIIB をどのような性格の機関と位置付けるべきか、③AIIB の直面する課題とは何か、といった点に概ね集中している。

本章では、AIIB の設立目的や活動・運営の方針等について、主な中国政府関係者の見解及び有識者の議論を、上記の論点ごとに整理して紹介する。

## 1 設立の意義、期待される効果

### (1) 設立の意義

中国の楼継偉財政部長（財務大臣）は、中国が AIIB 設立を進める意義として、次の 2 点に触れている<sup>16</sup>。

**【世界経済の復興支援】** 2008 年の金融危機から世界経済が立ち直るには、インフラ投資が有効である。多くの先進国が量的緩和を実施する状況下で、アジア各国の資金には余裕があり、それらを莫大なアジアのインフラ投資に結び付ける仕組みがあれば、需要や雇用の拡大が期待できる。

**【アジア地域のインフラ整備支援】** 2010～2020 年間のアジアのインフラ需要は 8 兆ドル<sup>17</sup>、年平均 7300 億ドルと予測される一方、既存の世界銀行や ADB による投資額は年間 100～200 億ドル程度に過ぎず、アジアの膨大なインフラ需要に対応できていない。

### (2) 期待される効果

AIIB の設立で期待される効果として、以下の (i) ～ (vii) が挙げられる。

#### (i) 外貨準備の有効活用

AIIB 構想の発案者を自認する中国国際経済交流センターの鄭新立副理事長は、AIIB 設立の背景として、世界的な金融緩和状況とアジアの巨大なインフラ需要の存在に加えて、中国が世界一の外貨準備高を十分に活用できていない点を挙げている。すなわち、7 兆ドルを超える保有外貨の多くを充てて購入している米国国債のリターンは低く、むしろこれをインフラ投資に充てるべきと述べている<sup>18</sup>。また、AIIB の設立が、中国が外貨運用先として米国国債に過度に依存してきた「ドルの罨」の状況から脱却するための方策であるとする見方もある<sup>19</sup>。

#### (ii) 投資リスクの低減と投資効果の増大

鄭新立氏は、二国間の政府開発援助が必ずしも市場原理に基づいたものにならない傾向を指摘し、銀行という形態を通して投資することで、市場原理に適合した持続可能性のある事業を選別してリスクを低減させることができ、さらに他国や民間企業等からより多くの資金を集めることができると述べている<sup>20</sup>。

<sup>16</sup> 楼継偉「開放包容互利共贏 打造二十一世紀新型多邊開發銀行」『人民日報』2015.6.25. 財政部 HP <[http://gjs.mof.gov.cn/zhuantilanmu/yth/201506/t20150626\\_1261702.html](http://gjs.mof.gov.cn/zhuantilanmu/yth/201506/t20150626_1261702.html)>

<sup>17</sup> *Infrastructure for a seamless Asia: a joint study of the Asian Development Bank and the Asian Development Bank Institute*, Asian Development Bank and Asian Development Bank Institute, 2009, p.167.

<sup>18</sup> 「鄭新立：亞投行將支持“一帶一路”建設 規避海外投資風險」2015.7.18. 和讯期貨 HP <<http://futures.hexun.com/2015-07-18/177656441.html>> 中国国際経済交流センターは国家發展改革委員會が主管するシンクタンクである。同記事では、2012 年に鄭氏が金立群氏に AIIB の着想を語ったところ、金氏が 25%の利益率を出せると語ったことや、2013 年の AIIB 構想発表後、鄭氏が國務院等の関連會議にも出席してきた旨の記載がある。

<sup>19</sup> 王達「亞投行的中國考量與世界意義」『東北亞論壇』2015 年 3 期, 2015.5, p.53-54. 王達氏は吉林大学經濟學部副教授。中国は、2001 年の WTO 加盟後、米国国債を購入し続けて最大の保有国となったが、そのために 2008 年の金融危機で米国国債のリスクが顕在化したにもかかわらず売却できない事態に陥った。このため中国は AIIB 設立により外貨運用を多角化することで金融リスクの分散を図ろうとしたとする。

<sup>20</sup> 和讯期貨 HP 前掲注(18) 鄭新立氏の記事を参照。

(iii) 生産能力過剰問題の解消

鄭新立氏はまた、中国企業がインフラ建設において既に豊富な実績があり、総合的な国際競争力が極めて高いことや、中国企業が AIIB を通じてアジア諸国のインフラ建設を受注できれば、建設資材の輸出とともに労働力も供出できることを指摘した上で、いわゆる「新常态」下の低成長時代において深刻化する中国の生産能力過剰問題の解消に、AIIB 設立によるインフラ輸出促進が役立つと述べている<sup>21</sup>。

(iv) 人民元国際化の推進

2008 年の金融危機以降、中国は人民元の国際化を推進しているが、今後 AIIB を通じて人民元の中国国外での流通が量的に拡大し、より多様な方式で促進されることにより、アジア域内の主要通貨となることが期待されている<sup>22</sup>。

なお、2015 年 11 月末に国際通貨基金 (International Monetary Fund: IMF) が、人民元を 2016 年 10 月から「特別引出権 (Special Drawing Rights: SDR)」を構成する通貨に加える旨決定した<sup>23</sup>ことを受け、金立群氏は AIIB が人民元建て融資を行う可能性を示唆している<sup>24</sup>。

(v) 「一带一路」構想実現への貢献

2013 年に発表された「一带一路」構想に関して、2015 年 3 月に国家発展改革委員会、中国外交部 (外務省) 等が連名で発表した文書は、「一带一路」の重点領域として AIIB の趣旨と同じインフラの相互接続を挙げるほか、「一带一路」を支える資金調達先として、AIIB 設立を推進するとしている<sup>25</sup>。このほか、中国の研究者の間では、AIIB は「一带一路」沿線地域のインフラ建設投資のリスク軽減に貢献できるとする見方もある<sup>26</sup>。

楼財政部長は、AIIB と「一带一路」の関係について、両者は AIIB 加盟国のインフラ投資の面で重なるが、AIIB が「一带一路」のプロジェクトを独占するわけではなく、世界銀行や ADB が「一带一路」関連のプロジェクトに参加することを歓迎すると述べている<sup>27</sup>。

「一带一路」構想を資金面で支える機関としては、シルクロード基金<sup>28</sup>も存在している。ただし、シルクロード基金と AIIB は、「一带一路」沿線に位置する AIIB 加盟国へのインフラ投資において重なる部分があるが、シルクロード基金は中国政府の資金により直接に「一带一路」を支援し、対象範囲はインフラ投資のみに限定されないとする指摘がある<sup>29</sup>。

<sup>21</sup> 同上 「新常态 (New Normal)」とは、2014 年 5 月に習国家主席により用いられた言葉で、経済成長の減速、経済構造の転換、成長推進力の転換 (投資からイノベーションへ) 等を主な特徴とする (関志雄「中国経済の「新常态」」『中国経済新論：実事求是』2014.10.3. <<http://www.rieti.go.jp/users/china-tr/jp/ssqs/141003ssqs.htm>>。

<sup>22</sup> 刘翔峰「亚投行加速人民币国际化」『中国经贸导刊』2015 年 24 期, 2015.8.21, pp.41-42. 刘翔峰氏は国家発展改革委員会マクロ経済研究院対外経済研究所副研究员。

<sup>23</sup> IMF, “IMF’s Executive Board Completes Review of SDR Basket, Includes Chinese Renminbi,” 2015.11.30. <<http://www.imf.org/external/np/sec/pr/2015/pr15540.htm>> SDR は加盟国の準備資産を補完する手段として、IMF が 1969 年に創設した特別引出権。現在は米ドル、ユーロ、円、英ポンドで構成されている。

<sup>24</sup> 『北京商报』前掲注(4)

<sup>25</sup> 国家発展和改革委員会ほか「推动共建丝绸之路经济带和 21 世纪海上丝绸之路的愿景与行动」2015.3.28. <[http://www.sdpc.gov.cn/gzdt/201503/t20150328\\_669091.html](http://www.sdpc.gov.cn/gzdt/201503/t20150328_669091.html)>

<sup>26</sup> 刘翔峰「亚投行与“一带一路”战略」『中国金融』2015 年 9 期, 2015.5, p.42.

<sup>27</sup> 财政部新闻办公室「楼继伟部长就亚投行筹建情况答记者问」2015.3.20. <[http://gjs.mof.gov.cn/zhuantilanmu/yth/201506/t20150617\\_1257665.html](http://gjs.mof.gov.cn/zhuantilanmu/yth/201506/t20150617_1257665.html)>

<sup>28</sup> 2014 年 12 月に国家外貨管理局、中国投資有限責任公司、中国輸出入銀行等の共同出資により設立された。当初資本金は 100 億ドルで、今後、400 億ドルに積み増される予定となっている。詳細はシルクロード基金 HP (<<http://www.silkroadfund.com.cn/>>) を参照。

<sup>29</sup> 张明・王天龙「亚投行：搅动国际金融体系的新活力」『中国外汇』2015 年 9 期, 2015.5.1, p.25. 王天龍・中国

## (vi) 国際金融における発言権の向上

中国では、中国を始めとする新興国の国際経済上の実力が急上昇したにもかかわらず、それに見合った国際金融上の発言権（「話語権」<sup>30</sup>）を得られていないとする見方が多い<sup>31</sup>。中国は当初 IMF 等の既存機関内での出資比率や融資枠の拡大を求めたが、米国等の反対で実現できなかった。中国が AIIB を構想した背景にはこのような状況があり、AIIB 設立を、中国が自己の利益を守るためのやむを得ない自衛措置とする見方もある<sup>32</sup>。

## (vii) ソフトパワーの向上

GDP 世界第 2 位の中国の経済力からすれば、IMF 改革の動向に関係なく、AIIB のような機関を設立することは当然の流れであるとする見方もある<sup>33</sup>。ADB に 18 年間勤務した国務院参事の湯敏氏は、中国が AIIB を設立し、その中心となって運営することにより、中国の国際的イメージや大国としてのソフトパワーを向上させること等を期待している<sup>34</sup>。

## 2 位置付け、組織・運営、課題

## (1) 位置付け

## (i) 国際開発金融機関の補完

AIIB 構想が米国主導の現行の国際金融体制に対する挑戦であり、または国際援助を通じてアジア諸国への影響力を強めようとする「中国版マーシャルプラン」であるといった見方に対して、中国財政部や有識者は、一様にこれを否定している。楼財政部長は、アジアの膨大なインフラ需要に比して投資が極めて少ないことに加え、過去の経験から、新たな国際開発金融機関の創設は、既存の機関の弱体化ではなく、むしろ国際開発金融機関全体の強化をもたらしたと指摘している<sup>35</sup>。

## (ii) 投資領域のすみ分け

楼財政部長は、AIIB はインフラ投資業務に特化するため、貧困撲滅に主眼を置き、環境保護、教育支援などのプロジェクトを重視する ADB 等の既存の国際金融機関とは競合せず、むしろそれらを補完するものであると述べている<sup>36</sup>。

ただし、ADB を始めとする既存の国際金融機関が必ずしもインフラ投資を軽視している

---

国際経済交流センター副研究員の発言。

<sup>30</sup> 「話語権」とは、「自国の議論・言説に含まれる概念、論理、価値観、イデオロギーによって生み出される影響力」であり、自らの発言を聴いて受け止めさせることのできる力を意味するとされる。詳細は下記参照。鎌田文彦「中国から見た日米関係―「話語権」概念による一視角―」『日米関係をめぐる動向と展望（総合調査報告書）』（調査資料 2013-1）国立国会図書館調査及び立法考査局, 2013, p.117. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/di\\_gidepo\\_8278214\\_po\\_20130109.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/di_gidepo_8278214_po_20130109.pdf?contentNo=1)>

<sup>31</sup> 陳紹鋒「亞投行：中美亞太权势更替的分水岭？」『美国研究』2015 年 3 期, 2015.6, p.25. 陳紹鋒氏は北京大学国際関係学部副教授。

<sup>32</sup> 王 前掲注(19), p.62.

<sup>33</sup> 龐中英ほか「亞投行：“交鋒”刚刚开始？」p.18. 徐秀軍・中国社会科学院世界經濟・政治研究所國際政治經濟學研究室副主任の発言。

<sup>34</sup> 「湯敏：亞投行是一场复杂的博弈」2015.6.23. 观察家网 HP <[http://www.guancha.cn/TangMin/2015\\_06\\_23\\_324260.shtml](http://www.guancha.cn/TangMin/2015_06_23_324260.shtml)> 湯敏氏は国務院参事、友成企業家扶貧基金会副理事長。

<sup>35</sup> 楼 前掲注(16)

<sup>36</sup> 財政部「楼继伟出席博鳌亚洲论坛“金融合作促进亚洲互联互通研讨会”午餐会并发表演讲」2014.6.30. <[http://gjs.mof.gov.cn/pindaoliebiao/gongzuodongtai/201406/t20140630\\_1106322.html](http://gjs.mof.gov.cn/pindaoliebiao/gongzuodongtai/201406/t20140630_1106322.html)>

わけだけでなく、むしろ今後重視する傾向にあることが、AIIB のリスク要因として指摘されている。とりわけ、優良なインフラ案件が多く中国が地政学上も重視する東南アジア地域は、日米両国も重視することから、激しい競争が起こる可能性があるとして予測されている<sup>37</sup>。

## (2) 組織・運営

### (i) 準商業型銀行

楼財政部長は、AIIB を準商業型銀行として位置付けて、将来的に年金基金や民間資本と連携して投融资を行う PPP（官民パートナーシップ）方式を導入すると述べている<sup>38</sup>。この点に関連して、金立群氏は、AIIB は商業性の原則に従って運営されるとしつつ<sup>39</sup>、AIIB は政策優先の多国間銀行であり、利潤の最大化を目的とするものではなく、全体としての投資利益率を 6～10%とするのが合理的であると述べている<sup>40</sup>。

### (ii) 出資比率と議決権

中国財政部アジア太平洋センターの周強武副主任は、AIIB の特色として、出資比率の上位 3 か国がみな新興国であり、新興国を含む開発途上国全体の出資比率が 70%を超えることを挙げ、ゆえに AIIB はこれらの需要に合致した業務が可能であると述べている<sup>41</sup>。

金立群氏は、意思決定はなるべく議決によらず、コンセンサス方式を重視すると述べているが<sup>42</sup>、議決方式のうち協定内容の変更や総裁の選出等の決定にあたっては、最も条件が厳しい「超多数」方式が適用され、全体の 4 分の 3 以上の賛成が必要となる（表 4）。

表 4 AIIB の議決方式

議決方式	主な決定事項
超多数 総務会総数の 2/3 以上且つ全議決権の 3/4 以上	資本の増加、資本比率の変更、理事会の開催、理事会構成の変更、総裁の選出、協定内容の変更等
特別多数 総務会総数の過半数且つ全議決権の過半数	新規加盟の認定、融資方式の追加、付属機構の設立等
単純多数 投票権の単純多数決	協定上議決方式の指定が無い事項

（出典）AIIB 設立協定を基に筆者作成。

そのため、全体の 26%の議決権を占めた中国は、重要事項について事実上の拒否権を確保していることになる。この点について、中国財政部の史耀斌副部長は、この比率は意図的な操作によるものでなく、今後加盟機関が増えれば中国の比率は縮小する流動的なものであるとしている<sup>43</sup>。また、これは制度的に固定された拒否権ではなく、IMF における米

<sup>37</sup> 盛思鑫・曹文煉「亚洲基础设施投资银行的地缘政治经济分析」『全球化』2015 年 1 期, 2015.1, p.57. 盛思鑫氏は国家发展改革委员会国際協力センター戦略研究処副処長、曹文煉氏は国家发展改革委员会国際協力センター主任。

<sup>38</sup> 財政部 前掲注(36)

<sup>39</sup> 「金立群談亞投行：中国不会以老大自居 对腐败零容忍」2015.3.22. 新浪财经 HP <<http://finance.sina.com.cn/hy/20150322/173621777951.shtml>>

<sup>40</sup> 宦佳「亞投行整体盈利应无大碍」『人民日报海外版』2015.9.21. <[http://paper.people.com.cn/nrbhwb/html/2015-09/21/content\\_1614705.htm](http://paper.people.com.cn/nrbhwb/html/2015-09/21/content_1614705.htm)>

<sup>41</sup> 「財政部亞太中心副主任周強武談亞投行協定內容」2015.6.30. 国际在线 HP <<http://gb.cri.cn/42071/2015/06/30/3245s5014754.htm>>

<sup>42</sup> 新浪财经 HP 前掲注(39)

<sup>43</sup> 財政部「史耀斌副部长就《亞投行協定》相关问题答记者问」2015.6.29. <<http://www.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/c>>

国の拒否権と比べるとより民主的であり、議決権制度の改善であるとする見方もある<sup>44</sup>。

### (iii) 理事の非常駐化

AIIB では、組織のスリム化と効率的な政策決定のため、理事は北京の本部に当面常駐せず、必要に応じてテレビ会議などで意思疎通を図る方式を採るとされている。これが理事会による監視を有名無実化するものとして日米等から疑念を持たれている点について、楼財政部長は、欧州投資銀行 (European Investment Bank: EIB) の在り方を取り入れたものであると述べ、その妥当性を主張している<sup>45</sup>。

### (iv) 運営方針

史財政部副部長は、運営方法や環境保護、労働者の人権保護等の規定について、既存の国際機関の経験を参考にして取り入れるとしている。しかし、ADB や世界銀行等の経験に基づいて形成された国際的な規範を「ベストプラクティス」とみなすことについては否定的であり、いかなる機関も絶えず自己変革しており、ベストはなく、ベターな選択があるのみと述べている<sup>46</sup>。また、研究者も、ベストプラクティスという言葉は、政治的には、いわゆる「ワシントン・コンセンサス」<sup>47</sup>及び日米の制度的覇権の正当性を擁護するものであるとして、これを批判している<sup>48</sup>。

## (3) 課題

### (i) インフラ投資に伴うリスク

インフラ建設投資はプロジェクトが完了するまでの時間が長く、その費用も大きい。AIIB が対象とするアジア諸国には政情不安定な国家も少なくないため、投資利益を十分に得られないうちに紛争や政権交代等により国家体制が不安定化するリスクがある点について、中国でもこれを懸念する見方が多い。また、このリスクは、AIIB が積極的な活用を検討する PPP 方式を採用する上でも大きな障害になると考えられている<sup>49</sup>。

### (ii) 格付け評価

他の国際金融機関に伍していくため、必要な量の融資を低利率で行うことが求められる。限られた授權資本で投資効果を高めるためには、低利率でより多くの資金を民間等から調達する必要があり、それには高い信用、特に欧米の格付機関から ADB 等と同等のトリプル A 評価を得ることが必須と考えられている<sup>50</sup>。

[aizhengxinwen/201506/t20150629\\_1262934.html](http://aizhengxinwen/201506/t20150629_1262934.html)>

<sup>44</sup> 龐ほか 前掲注(33), p.25. 徐秀軍氏の発言。

<sup>45</sup> 財政部新聞辦公室「楼继伟部长就《亚投行协定》签署答记者问」2015.6.29. <[http://www.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/caizhengxinwen/201506/t20150629\\_1262933.html](http://www.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/caizhengxinwen/201506/t20150629_1262933.html)>

<sup>46</sup> 財政部「史耀斌副部长就亚投行筹建有关问题答记者问」2015.3.25. <[http://gjs.mof.gov.cn/pindaoliebiao/gongzuodongtai/201503/t20150325\\_1206668.html](http://gjs.mof.gov.cn/pindaoliebiao/gongzuodongtai/201503/t20150325_1206668.html)>

<sup>47</sup> 米政府、IMF、世界銀行などの国際機関が発展途上国へ勧告する政策の総称。市場原理を重視するなどの特徴がある。

<sup>48</sup> 龐ほか 前掲注(33), p.24. 龐中英・中国人民大学国際関係学部教授の発言。なお、AIIB は国際金融市場から資金を調達する必要があること、欧州諸国の内部監視があること及び運営効率の観点から、AIIB は結局はベストプラクティスを取り入れざるを得ないとする見方もある (陳 前掲注(31), p.30.)。

<sup>49</sup> 王 前掲注(19), p.59; 盛・曹 前掲注(37), p.59; 観察者網 HP 前掲注(34) 湯敏氏の記事等を参照。

<sup>50</sup> 同上 湯敏氏の記事参照。なお、2015年9月時点で金立群氏は、欧米の主要格付機関に評価依頼を行っていることを明かし、トリプル A の評価が得られない場合でも中国国内で十分に資金調達が可能であり、逆にむしろ

格付取得において、AIIB 加盟国に新興国・開発途上国が多いといった点は不利に作用するが、欧州諸国の加盟や AIIB が利潤を追求する準商業的機関であること等はプラス材料になるとの見方もある<sup>51</sup>。

### (iii) 内部ガバナンス

中国の研究者の間では、欧州諸国が加盟したことで AIIB のイメージが向上し、金融機関としての権威を高める効果が見込まれる一方で、欧州諸国が自らの理念や基準に合わせた政策を要求すれば、組織運営において不安定要素を抱える可能性も懸念されている<sup>52</sup>。

しかし、中国の多くの識者は、AIIB が欧州諸国を含む 57 か国もの加盟国を集めることができたのは、米国主導の現行金融秩序に不満を持つ国々を糾合できたため、決して中国自身の声望や力によるものでないことを指摘している<sup>53</sup>。そのため、中国は AIIB 運営により中国の価値観を国際社会に浸透させることができる一方で、多極化を志向する加盟国の意向に配慮する必要があることから、中国において国際社会の価値観の受容が促進されると期待する見方もある<sup>54</sup>。

### (iv) 米中対立と結び付ける政治的解釈

中国では、AIIB の成功が中国の国際金融・経済上の地位向上をもたらせば、国際政治上の勢力図に影響を与え、米国のアジア回帰戦略に対抗する効果を持つと予測する見方がある<sup>55</sup>。その一方、AIIB を米中対立のパワーポリティクスの文脈で解釈することは有害であるとして、過度に政治的に意味付けられることを警戒する主張も見られる<sup>56</sup>。

また、これに関連して、中国が西側の大国の理念を尊重し国際社会の理解を得て、平和的に AIIB 構想を実現しつつあるとして、これを新たな強国の台頭は従来の大国との戦争を起こしやすいとする「トゥキディデスの罠」を克服するための挑戦とする見方もある<sup>57</sup>。

## おわりに

中国政府にとっての AIIB とは、主に金融危機後の中国経済の諸課題を克服するため、「一帯一路」構想等と並行して打った一手であると見られている。その一方で、AIIB の成功を通して国際金融におけるプレゼンスや「話語権」の強化といった効果を得ることも期待さ

---

ろ不当な評価をすれば、格付機関側の信用を損ねることになると述べている(周艾琳「金立群: 亞投行項目获 6%-10% 回報是合理的」2015.9.20. 一財网 HP <<http://www.yicai.com/news/2015/09/4688202.html>>).

2015 年 12 月、AIIB 準備グループのサブリーダーである陳歆氏は、格付けの確定を待つ時間が無いとして、当面無格付けの債券を発行する見込みであると述べている(「亞投行筹备组副组长: 亞投行开业仪式预计明年 1 月中旬举行」2015.12.3. 中国新闻网 HP <<http://www.chinanews.com/fortune/2015/12-03/7654369.shtml>>).

<sup>51</sup> 黄梅波・陈娜「AIIB 的运营空间及竞争力分析」『东北亚论坛』2015 年 4 期, 2015.7, p.57. 黄梅波氏は厦門大学経済学部教授。陳娜氏は同大学院生。

<sup>52</sup> 龐ほか 前掲注(33), pp.20-21. 龐中英、徐秀軍両氏の発言。

<sup>53</sup> 王 前掲注(19), pp.61-62. なお、湯敏氏は ADB や国際連合各機関における政策決定の遅さ等の官僚主義の弊害が世界各国の批判を受けていると指摘している(観察者网 HP 前掲注(34))。

<sup>54</sup> 龐ほか 前掲注(33), p.21. 徐秀軍氏の発言。

<sup>55</sup> 陈璐「亚洲基础设施投资银行探析」『国际参考研究』2015 年 4 期, 2015.4, p.37. 陳璐氏は中国現代国際関係研究院世界経済研究所補助研究員。

<sup>56</sup> 王 前掲注(19), p.62.

<sup>57</sup> 郭可为「崛起中的亞投行: 中国提升全球领导力的试验场?」『中国经济报告』2015 年 7 期, 2015.7, pp.102-103. 郭可为氏は中国工商銀行都市金融研究所上級アナリスト。

れている。同時に、AIIB の運営や既存の国際開発金融機関との競合等について中国国外では懸念があること、AIIB の投資や資金調達に関してはリスクがあること、国際社会からの理解が得られるような適切な運営が求められること等も認識されている。

日本政府はこれまでのところ、AIIB 参加には慎重姿勢を示しているが、その一方で従来から進めてきたアジア向けインフラ投資の推進施策をより加速させる動きを見せている。特に、2015 年 5 月に打ち出された「質の高いインフラパートナーシップ～アジアの未来への投資～」構想（今後 5 年間で従来の 30%増となる約 1100 億円をアジア地域に提供する構想）は、耐久性、環境面等に優れた「質」の高さのみならず、公的資金と民間資金とを組み合わせ「量」をも追求するものである<sup>58</sup>。同構想公表後、2015 年 10 月末までのインフラ分野の円借款供与実績は、前年同期比で約 1.5 倍に増加している。加えて、今後、円借款の抜本的改革や、株式会社国際協力銀行（JBIC）がリスクを伴うインフラ事業への投融資を可能となるよう法改正も予定されている。<sup>59</sup>

日本は過去半世紀にもわたって、円借款や ADB を通じ、アジア地域のインフラ整備に重要な役割を果たしてきたが、アジア諸国の経済成長に伴い、インフラ整備への資金不足が指摘されてきたのも事実である。日本が上記のような独自施策によりインフラ投資を推進する中で、今般運営が開始される AIIB にどのように関与していくかが注目される。

また、中国が主導する AIIB の運営開始は、インフラ投資を通じて、新興国・開発途上国の経済秩序に大きな影響を及ぼすという側面も有している。経済秩序の形成という観点からは、2015 年 10 月に大筋合意に達した環太平洋パートナーシップ（Trans-Pacific Partnership: TPP）協定<sup>60</sup>と AIIB の動向との関係にも注目が集まっている。自由貿易協定の一つである TPP 協定と、インフラ整備資金の供給を目的とした国際開発金融機関とは、本来その役割や目的を同じくするものではない。しかし、TPP 協定大筋合意後のオバマ大統領による「中国のような国に世界経済のルールを書かせることはできない。我々がルールを書くべき」との声明<sup>61</sup>に象徴されるように、両者が秩序形成をめぐる主導権争いの側面を持つとの見方も根強い。日本は、TPP 協定によるルール形成に、米国とともに主導的役割を果たしたと評されている。今後、対中、対米関係はもちろんのこと、新興国・開発途上国とどのような関係を構築するのか、地域の持続可能な経済成長をどのように実現するのか、といった長期的な将来像を見据えた上で AIIB との関係性を判断する必要がある。

<sup>58</sup> 同構想は 2015 年 6 月閣議決定の「日本再興戦略」改訂 2015 に盛り込まれ、「2020 年のインフラシステム受注約 30 兆円（2010 年比 3 倍）」との成果指標（KPI）によりその進捗が管理されることとなった（「日本再興戦略」改訂 2015」（平成 27 年 6 月 30 日閣議決定）pp.179, 183-184. <[http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisai/pdf/dai2\\_3jp.pdf](http://www.kantei.go.jp/jp/singi/keizaisaisai/pdf/dai2_3jp.pdf)>）。

<sup>59</sup> 財務省「「質の高いインフラパートナーシップ」のフォローアップ」2015.11. <[https://www.mof.go.jp/international\\_policy/economic\\_assistance/press\\_release/pqi\\_151121\\_besshi01.pdf](https://www.mof.go.jp/international_policy/economic_assistance/press_release/pqi_151121_besshi01.pdf)>

<sup>60</sup> TPP 協定の概要については、田中菜採兒・小池拓自「環太平洋パートナーシップ協定の概要—TPP 交渉の大筋合意を受けて—」『調査と情報—ISSUE BRIEF—』884 号, 2015.11.30. <[http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo\\_9549824\\_po\\_0884.pdf?contentNo=1](http://dl.ndl.go.jp/view/download/digidepo_9549824_po_0884.pdf?contentNo=1)> 参照。

<sup>61</sup> The White House, “Statement by the President on the Trans-Pacific Partnership,” 2015.10.5. <<https://www.whitehouse.gov/the-press-office/2015/10/05/statement-president-trans-pacific-partnership>>